令和８年１０月３０日

各指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）　御中

京都市
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長
保健福祉局障害保健福祉推進室担当課長

令和８年度指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に係る
自己点検の実施について（依頼）

日頃は、本市障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、指定自立支援医療機関を指定していますが、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、その状況を把握する必要があります。

つきましては、各指定自立支援医療機関において自己点検を実施いただくこととしておりますので、下記のとおり、点検結果を回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今年度から、インターネットで自己点検の結果を回答していただきます。

記

１　対象の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

上京区、左京区、中京区に所在する指定自立支援医療機関

２　実施方法

次の申請フォームから自己点検の結果を回答してください。

「指定自立支援医療機関（育成・更生医療）自己点検結果回答フォーム」

https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/ikusei-kohsei-jikotenken

→→→

３　回答期限

令和８年１１月１６日（月）

４　その他

⑴　名称、所在地、主たる担当医師や薬剤師等に変更があった場合は、届出を行う必要があります。変更のある場合は速やかに手続をお願いいたします。

（ＵＲＬ：https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000243797.html
アクセス方法：京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障害者福祉
⇒ 申請書ダウンロード
⇒ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に係る新規指定・変更等申請用
⇒ 変更の届出（主たる医師・薬剤師・名称・所在地など））

なお、現在の指定状況（令和８年１０月１日時点）については、京都市情報館（ホームページ）に掲載しています。

（ＵＲＬ：http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000094110.html
アクセス方法：京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障害者福祉
⇒ 各種資料 ⇒ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の一覧）

⑵　医療機関等を廃止される場合は廃止届出書を提出してください。また、今後、自立支援医療を行わないために指定を辞退されたい場合は、辞退しようとする一月以上前に指定辞退申出書を提出していただく必要があります。

⑶　自己点検の実施依頼につきましては、３年度周期としておりますが、毎年度、各指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）において自己点検を実施いただき、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化に努めていただきますようお願いいたします。

※　３年度周期に該当しない年度は、フォームでの回答は不要です。

⑷　申請フォームの利用が困難な場合は、本市ホームページに掲載の自己点検票様式を印刷のうえ必要事項を記入し、郵送で提出してください。

（ＵＲＬ：https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000330539.html
アクセス方法：京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障害者福祉
⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)における自己点検用
⇒ 自己点検票（育成医療・更生医療）
送付先：〒６０４－８５７１　京都市障害保健福祉事務センター
※　専用郵便番号のため、郵便番号と宛名のみで届きます。
【御注意】病院又は診療所については、指定を受けている診療科（医療の種類）に丸印を御記入くださいますようお願いいたします。）

５　問合先

⑴【育成医療について】

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課医療児童手当担当
（京都市役所北庁舎５階）
電話：０７５－２２２－３９３９

⑵【更生医療、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定、自己点検について】

京都市障害保健福祉事務センター
電話：０７５－２２２－３４８５

※　お電話いただいた際に担当者が不在の場合がありますので、医療機関の指定等に関するお問合せは、フォームからの御連絡が便利です。
https://form.run/@nagch--XPyR6flmYFRD9unE8Dm6　→→→
「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に関する問い合わせ」